

人吉・球磨地域公共交通計画策定支援業務委託公募型プロポーザルに係る質問に対する回答書

プロポーザル名称			人吉・球磨地域公共交通計画策定支援業務委託公募型プロポーザル	
NO	該当資料名	頁等	質 問 事 項	左記に対する回答
1	実施要領	5	7参加申込書及び企画提案書等提出要領 (2) 企画提案書等の提出ウ提出部数 ・提出部数は、正本1部、副本各11部となっていますが、【様式6】においては、正本1部、副本12部となっており、どちらが正しいのでしょうか。	「企画提案書13部(正本1部、副本12部)」 「関係資料(企画提案書別紙等) 13部(正本1部、副本12部)」を12部(正本1部、副本11部)に修正。
2	仕様書	2	4業務内容 (2) 現状把握のための調査 ・観光客や地域公共交通の利用実態として、既存データ等で本業務内で提供いただくことが可能なデータはございますでしょうか。 ・また、路線バスや各市町村が運行しているコミュニティ交通等の利用実態等のデータについて、どのようなデータを提供いただくことが可能でしょうか。(例えば、系統別・便別の利用者数、停留所間の利用者数など)	御所望のデータの内容を精査して可能な限り提供したいと考えている。
3	仕様書	2	4業務内容 (5) 人吉・球磨地域公共交通活性化協議会の運営支援・幹事会の開催回数も協議会と同様に4回を予定でよいのでしょうか。 ・なお、協議会及び幹事会に関して、開催時期等の想定等はございますでしょうか。	協議会、幹事会の開催は4回を想定している。開催時期については、第1回を8月中の開催を予定としている。
4	実施要領	4	提出書類の中に、「県税及び市税の滞納がない証明書」があるが、国税の納税証明書と同様に写しの提出で問題ないでしょうか。	(カ) 「県税及び市税の滞納がないことの証明書」についても写しでも可と修正。
5	仕様書	2	協議会の運営支援について、委員への謝金は委託費の対象外との理解で問題無かったでしょうか。もし対象の場合、1人/回の謝金の目安はいくらになるのでしょうか。	委員への謝礼は委託費の対象外とし、事務局が支払う。
6	様式集	4	資格を記載する欄があるが、資格証の添付は必要でしょうか。	現時点での添付は必要なし。
7	仕様書	1	【「広域的な利用実態」の想定範囲について】 仕様書2では、JR肥薩線について「ダイヤ検討の前段として、広域的な利用実態と潜在的なニーズを改めて精査し、将来の運行形態を再定義する必要がある」とされています。本業務において精査する「広域的な利用実態」の範囲について、次の3点をご教示ください。 (1) 対象とする流動の地理的範囲(圏域内流動に限るか、八代・熊本市方面や鹿児島方面など圏域外との流動、観光流動を含みますか)。 (2) くま川鉄道全線再開(令和8年9月予定)後の利用実態把握を業務期間内の調査に含める想定でしょうか。 (3) JR肥薩線川線の復旧(令和15年度)は次期計画期間(令和9～13年度)終了後となりますが、復旧を見据えた需要精査・運行形態の再定義をどの深度まで次期計画に位置づける想定でしょうか。	(1) 可能な限り、広域的な利用実態の把握をお願いしたい。 (2) お見込みのとおり。 (3) JR肥薩線川線の通常想定される復旧スケジュールに沿って、本計画への影響に応じて、段階的な需要精査・運行形態を再定義し、次期計画に位置付けることを想定している。

8	仕様書	2	【現行計画の評価・検証に係る資料提供について】 仕様書4(3)では、現行計画で設定した目標の達成状況、事業効果等を自治体等に調査し、評価・検証を行うこととされています。現行計画の各年度の目標達成状況・事業実施状況に関する評価資料、協議会・幹事会の会議資料及び議事録等について、契約後、受託者へ提供いただける資料の範囲をご教示ください。また、既存資料で把握できない事項については、受託者が構成市町村及び関係交通事業者等へのヒアリング等により整理する想定でよろしいでしょうか。	協議会、幹事会の会議資料等を受託者へ提供予定。既存資料で把握できない事項については、お見込みのとおり。
9	実施要領	3～4	【二次審査時の説明資料について】 実施要領6（3）イ(ウ)では、説明は原則として事前に提出した企画提案書により行うこととされています。二次審査時に、事前提出した企画提案書等と同一内容を投影用に抜粋・再構成した資料を使用することは可能でしょうか。	可能とする。ただし、事前提出した企画提案書等と同一内容であることが前提。
10	実施要領	4	【業務実績書に記載する「類似した業務」の範囲について】 様式第3号では、過去に類似した業務を受注したことがある場合は3業務以内で記載することとされていますが、「類似した業務」の範囲についてご教示ください。 具体的には、下記の3点です。 (1) 地域公共交通計画(地域公共交通網形成計画を含む)の策定・改定支援業務に限られますか、または、公共交通に関する調査・計画・再編検討等の業務全般が含まれるでしょうか。 (2) 実績の対象期間(過去何年以内等)の定めはあるでしょうか。 (3) 共同企業体の構成員又は再委託先として関与した業務を実績に含めることは可能でしょうか。 □ また、記載した業務内容を確認できる書類として、契約書及び仕様書の写しに代えて、テクリス(業務実績情報システム)の登録内容確認書の写しを提出することは可能でしょうか。 契約書等の写しの提出が困難な場合の代替書類の可否と併せてご教示ください。	(1) 調査・計画・再編検討等の業務全般が含まれます。 (2) 定めはございません。 (3) 実績を含めることを可能とするが、選定委員会の判断となるため、含める場合は関連が変わる資料を添付する。また、テクリスの写しを提出することは可能。
11	実施要領	4～5	【企画提案書別紙・別冊の様式について】 実施要領7（2）イでは、企画提案書別紙は表紙・目次を除き両面印刷とし15ページ以内とされています。 (1) 別紙はA 4縦・A 4横のいずれでも作成可能でしょうか。 (2) 「15ページ以内」は印刷面の数(両面印刷で紙8枚程度)を指す理解でよろしいでしょうか。また、企画提案書別冊の「5ページ以内」も同様の数え方(両面印刷で紙3枚以内)でよろしいでしょうか。	(1) 可能とする。 (2) お見込みのとおり。
12	実施要領	5	【副本における事業者名等の記載禁止範囲について】 実施要領7（2）イ(コ)では、企画提案書別紙副本及び企画提案書別冊の各ページには、社名、商標等企業名が特定できる情報を一切記入しないこととされています。この記載禁止の対象は企画提案書別紙及び別冊の副本に限られるのか、業務工程表、見積書その他の添付資料の副本にも同様に適用されるのか、ご教示ください。	正本には社名、商標等企業名を記入し、副本には社名、商標等企業名が特定できる情報は一切記入しない。

13	実施要領	5	【企画提案書等の提出部数について】 実施要領7（2）ウでは、企画提案書等の提出部数は「正本 1部副本各1 1部」と記載されています。一方、様式第6 号「企画提案書提出要請書」では「企画提案書1 3部(正本1部、副本1 2部)」「関係資料(企画提案書別紙等) 1 3部(止本1部、副本1 2部)」と記載されています。企画提案書、企画提案書別紙、企画提案書別冊、業務工程表、見積書の提出部数は、いずれの記載に従えばよろしいでしょうか。	No1を参照。
14	実施要領	4	共同企業体での参加を検討したい場合、参加申込書は「共同企業体のもの」を、その他の書類等は「共同企業体の構成員それぞれのもの」を提出したらよろしいでしょうか。	共同企業体の記載がなかったため、要項、様式を追加。参加申込書（様式第2号）及び業務体制表（様式第4号）は「共同企業体のもの」を提出し、その他の資料等は「共同企業体の構成員」それぞれで提出とする。
15	実施要領	4	組織の発展的拡大のため、主要メンバーを承継し公益財団法人から株式会社へ実質的な組織改編を行っているのですが、業務実績書には公益財団法人での実績も、株式会社での実績も記載してよろしいでしょうか。	記載しても可とするが、公益財団法人と株式会社の関係性を客観的に説明できる資料を提出いただき、どこまでを実績と判断するか選定委員会での判断とする。
16	実施要領	2	(ア)「参加申込書」、(オ)「納税証明書」、(カ)「県税及び市税の滞納がないことの証明書」については正本1部の提出とありますが、(カ)「県税及び市税の滞納がないことの証明書」は原本、(オ)「納税証明書」は写しでも可能という認識でしょうか。	No4を参照。
17	実施要領	5	(イ)会社概要書、(ウ)業務実績書、(エ)業務体制書は1 2部(正本1部、副本1 1部)とありますが、正本と副本との違いは事業者名の有無で対応したらよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。